

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月4日	
枚方市長 殿	
提出者	
住所 大阪市東淀川区上新庄2-16-5	
氏名 株式会社 武大	
代表取締役 米田 武臣	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6827-1423	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 武大
事業場の所在地	大阪市東淀川区上新庄2-16-5
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 972,025千円
③従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート片
	排出量	18.38 t	1,367.00 t
	（これまでに実施した取組） ・処分場にて チップ(合材、燃料用)として再資源化 ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実地している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート片
	排出量	17.46 t	1,298.65 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取り組みを維持するほか 可能な場合、コンクリート塊を破砕して路盤材等に利用する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、金属くず、廃プラスチック、混合廃棄物、廃石膏ボード、がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)を分別するため、コンテナを設置する。 ・石綿含有産業廃棄物については、他の産業廃棄物が混入しないよう分別収集し、処分先を確保している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今年度は上記分別の充実を図る計画

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）		
60.00 t	7.02 t	t	t

②計画

アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）		
57.00 t	6.67 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート片
	全 処 理 委 託 量	18.38 t	1,367.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2.48 t	1,350.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2.48 t	1,350.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
	・処分場にて チップ(合材、燃料用)として再資源化 ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実地している		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）		
60.00 t	7.02 t	t	t
60.00 t	2.86 t	t	t
60.00 t	4.16 t	t	t
0.00 t	1.69 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート片
	全 処 理 委 託 量	17.46 t	1,298.65 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2.36 t	1,282.50 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2.36 t	1,282.50 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組み維持するほか、 可能な限り、優良認定処理業者から選定する。 電子マニフェストの導入をすすめる為、電子マニフェスト対応な処理 業者から選定する。 委託先処理業者には定期的に現地確認をする。		
※事務処理欄			

②計画

アス・コン片	建設混合廃棄物（管理型）		
57.00 t	6.67 t	t	t
57.00 t	2.72 t	t	t
57.00 t	3.95 t	t	t
0.00 t	1.61 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

①産業廃棄物許可業者との処理委託契約の締結

・委託先の許可内容の確認

事業の範囲、許可者、許可の有効期限、取り扱う産業廃棄物の種類、運搬車両
処理施設の種類、能力等、処理施設等の現地確認

②コンテナ設置(分別ヤード設定)

③作業所からの産業廃棄物の発生

④委託契約した産業廃棄物許可業者(運搬・処分)への委託処理

(紙マニフェストの場合は交付、追跡調査、マニフェスト管理台帳記載、処理状況の確認)

別添 2 管理体制図

●現場担当者

- ・作業所への助言
- ・処理計画書の審査
- ・月次報告のチェック、必要に応じて随時の打ち合わせ

●作業所長

- ・処理計画の作成
- ・処理業者の選定
- ・委託内容の確認
- ・処理委託契約書の締結
- ・状況の把握と改善策の検討
- ・処理施設の現地確認
- ・分別ヤードの整備、作業員への周知・指導

各責任者の責務

※ 産業廃棄物処理総括責任者の責務

- ・職員、協力業者の教育、啓発
- ・委託契約の締結管理
- ・工事所関連業務の支援、指導
- ・処理実績の集計、記録の保管(処理委託契約書、マニフェストの保管 等)
- ・多量排出事業者としての行政報告(多量排出事業者、マニフェスト交付状況 等)

※ 産業廃棄物処理責任者の責務

- ・処理計画書の作成
- ・委託契約の立案
- ・処理業者の監督および処理状況の確認
- ・協力者の教育・指導
- ・マニフェストの交付管理
- ・処理実績の集計、支社への報告
- ・産業廃棄物処理施設を設置する場合、管理責任者の選任
- ・特別管理産業廃棄物の処理を行う場合 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任管軸行政機関への届出
- ・発生した産業廃棄物を排出場以外の場所(保管面積300㎡以上)に仮置きする場合管軸行政機関への届出